

平成28年度実施

明石市任期付職員採用試験案内

(弁 護 士)

明石市では、「住みたい、住み続けたい」と思われる「選ばれたまち」をめざし、市民サービスのさらなる向上を図るため、弁護士資格を有し、法律に関する高度で専門的な能力・経験を行政分野で発揮できる専門職を募集します。

試験日	平成28年9月24日(土) 又は 平成28年9月25日(日)
試験会場	明石市役所ほか
受付期間	平成28年8月 1日(月)から 平成28年8月31日(水)まで (土・日・祝を除く)

1 募集職種・人数・受験資格

募集職種	人数	受験資格
弁護士	5名程度	次のいずれにも該当する方が受験できます。 ・ 弁護士名簿に登録されている人 （平成28年12月登録予定の司法修習生を含む） ・ 昭和30年4月2日以降に生まれた人 （平成28年4月1日現在で、60歳以下の人）

※ なお、弁護士法第7条（弁護士の欠格事由）に該当する人は受験できません。

（注1）合格の取り消しについて

最終合格発表後、弁護士資格を喪失した（司法修習生の場合は、弁護士資格を取得できなかった）場合、弁護士名簿から登録を抹消された場合及び申込書、職務経験報告書の記載事項等に不正があった場合には、合格を取り消します。

2 職務内容

各分野における経験や実績を踏まえ、以下の業務の中から担当する業務を相談のうえ、決定する予定です。（多岐にわたる業務に従事していただきます。）

- ① 児童虐待防止・自立支援
- ② 消費者保護・被害防止
- ③ 市民向け法律相談
- ④ 訴訟等対応
- ⑤ コンプライアンスの推進
- ⑥ 政策立案
- ⑦ 債権管理・回収
- ⑧ いじめ対策等の教育分野
- ⑨ 離婚後のこども養育支援、こども貧困対策等
- ⑩ DV・ストーカー対策
- ⑪ 無戸籍者支援
- ⑫ 条例・規則等のチェック
- ⑬ 職員の法務能力の向上
- ⑭ 成年後見・権利擁護
- ⑮ 障害者差別解消施策
- ⑯ 更生保護
- ⑰ 犯罪被害者等支援
- ⑱ その他
- ㉑ 市民向け法律セミナー等の講師
- ㉒ オンブズマン関連業務
- ㉓ 不当要求の疑いのある事案やハードクレームへの直接対応
- ㉔ 職員の個人的な法律相談 など

3 身分及び任期

- (1) 身分 常勤の正規職員（行政職（事務職））
- (2) 任期 5年以内
（注2）5年を基本としますが、合格者と相談の上、決定します。
（注3）任期満了後（任期最終年を含む）、改めて採用試験に合格すれば、再度の任用が可能となります。
- (3) 採用予定日 平成29年1月4日以降
（注4）合格者の都合により、相談の上、決定します。
（注5）司法修習生は、弁護士登録後からの採用となります。

4 試験内容等

試験日	内容	場所
9月24日(土)又は 9月25日(日)	実務経験等に関する書類審査 個人面接試験	明石市役所ほか

(注6) 申込者が多数の場合、試験日程が変更になることがあります。

5 試験結果発表

発表時期	発表方法
平成28年10月上旬	合否の結果については、受験者全員に文書で通知します。 また、合格者の受験番号を明石市のホームページに掲載します。

6 採用前健康診断

合格者に対して、平成28年10月中旬以降に健康診断を行い、健康上、勤務に支障がないと認められれば、平成29年1月4日以降に採用します。

7 待遇

(1) 役職

原則、弁護士としての実務経験年数、実績等に応じて、格付けします。

(例)

実務経験年数	7年以上	3年以上7年未満	1年以上3年未満	1年未満
役職	次長級 (行政職給料表7級)	課長級 (行政職給料表6級)	係長級 (行政職給料表5級)	主任級 (行政職給料表4級)
給料月額	約43万円	約40万円	約38万円	約36万円
年収	約890万円	約800万円	約670万円	約620万円

(注7) 給料月額及び年収は、平成28年4月1日現在のものです。

(注8) 年収には、地域手当、期末・勤勉手当及び管理職手当を含み、税及び社会保険料を控除する前のものです。なお、係長級及び主任級には管理職手当は支給しません。

(注9) 上記の金額については、給与改定等を受けて変更されることがあります。

(2) 手当

本市条例に基づき、地域手当、扶養手当、管理職手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当及び退職手当等を支給します。

なお、係長級及び主任級には、時間外・休日勤務手当を支給します。

(3) 勤務時間・休暇

- ① 勤務時間 午前8時55分～午後5時40分(うち休憩1時間)
- ② 勤務を要しない日 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)
- ③ 年次有給休暇 1年度につき最大20日を付与します。(採用日により異なります。)
- ④ 特別休暇 本市条例に基づき、夏季休暇(6日)、忌引休暇、結婚休暇等を付与します。

(4) 福利厚生

- ① 毎年健康診断を実施するとともに、人間ドック受診の助成等を行います。
- ② 年金・健康保険等は、兵庫県市町村職員共済組合に加入します。

(5) その他

弁護士会の会費等は、自己負担となります。

8 申込手続

申込書類	<p>(1) 明石市任期付職員（弁護士）採用試験申込書①、②（本市所定の様式）</p> <p>(2) 職務経歴等報告書（本市所定の様式）</p> <p>(3) 職務経歴等アピールシート（本市所定の様式）</p> <p>(4) 受験票・結果通知送付用宛名ラベル（本市所定の様式）</p> <p>(5) 82円切手1枚（<u>ただし、郵送により申込む場合は2枚を同封してください。</u>）</p> <p>(6) 返信用封筒（<u>郵送により申込む場合のみ。</u>長3サイズ（12cm×23.5cm）に返信先住所・宛名を明記してください。）</p>
------	---

※ 外国籍の人は、上記のほか特別永住者証明書もしくは在留カードの提示、または在留資格が記載されている住民票の写しを提出してください。

申込受付期間	方法	<p>上記申込書類を<u>直接持参</u>してください。 <u>ただし、遠方に居住しているなど、やむを得ず受付期間内に直接持参できない場合に限り、郵送可とします。</u></p>
	場所	明石市役所 本庁舎4階 人事課
	期間	<p>受付期間 平成28年8月 1日（月）から 平成28年8月31日（水）まで</p> <p>受付時間 午前8時55分から午後5時40分まで</p> <p>※ 郵送の場合は平成28年8月31日（水）必着のこと。 平成28年9月1日（木）以降に到着したものについては、いかなる理由があっても受付できませんので、余裕を持って発送を行うようにしてください。また、郵送により申込みされる場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書きし、下記へ郵送してください。</p> <p>※ 受付期間中、土曜日、日曜日及び祝日は受付いたしません。</p> <p>※ 郵送による申込の場合は、受付期間終了後、受験票等を送付します。 試験日の5日前までに受験票等が到着しない場合は、下記まで連絡してください。</p>

申込み・問合せ先



明石市総務部職員室人事課人事係

HP : <http://www.city.akashi.lg.jp/>

Mail : jintai@city.akashi.lg.jp

Tel : 078-918-5006 Fax: 078-918-5145

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号